

上海自由貿易試験区における公募基金データの越境移転の解禁

関根 栄一、宋 良也

■ 要 約 ■

1. 中国の上海自由貿易試験区（FTZ）の中の臨港新エリア管理委員会は、2024年5月に「公募基金データ越境移転局面に適用する一般データリスト（試行）」を公布した。同リストにより、臨港新エリアに登録し活動している公募基金管理会社が作成するリサーチレポートの一部（産業リサーチ及びマクロ経済分析）について、中国本土外への越境配信が可能となった。
2. 公募基金を含むデータ越境移転の規制緩和の背景には、近年、顕著になってきた外資の中国投資減少への当局の対応がある。中国におけるデータ越境移転に関する規則は2023年に確立された一方、データ越境移転に必要な事前管理監督手続きは企業のコンプライアンス上の負担となっていた。データ越境移転規制の緩和策は、企業のコンプライアンス負担を減らすことで、外資のビジネス環境を改善し、外資投資誘致の強化を図ろうとするものである。
3. 具体的な緩和手法として、上海FTZをはじめとする各FTZにてポジティブリスト方式（限定列挙方式）またはネガティブリスト方式（禁止・制限以外は原則自由）を採用し、一部のデータ越境移転の事前監督管理手続きを免除する点が挙げられる。また、上海FTZのリストにおいて越境移転が可能となった公募基金データには、海外投資家に配信可能な前述のリサーチレポートに加え、公募基金管理会社の内部管理データも対象となり、母国の親会社との共有が可能になった。
4. 直近の更なる緩和策として、中国人民銀行をはじめとする5つの金融当局は、金融データ越境移転の統一した規則を制定すると表明している。今後、①金融データ越境移転に係る制度整備がFTZから全国へ拡大する可能性、②他業態の金融機関も金融データ越境移転の適用対象機関となる可能性、③個別銘柄レポート等も越境配信される可能性、等の点が、注目されよう。

野村資本市場研究所 関連論文等

- ・ 関根栄一・宋良也「中国証券業におけるサイバーセキュリティの強化に向けた動き」『野村サステナビリティクォーターリー』2024年秋号。
- ・ 関根栄一「『中国（上海）自由貿易試験区』始動の金融面のインパクト」『野村資本市場クォーターリー』2013年秋号。

I はじめに

中国では、中国資本か外資かを問わず、中国本土で業務を行う金融機関に対し、リサーチレポートの中国本土外への配信（越境配信）は制限されてきた。しかし、2024年から、かかる制限措置を一部の自由貿易試験区（FTZ）¹にて緩和する動きが出てきた。具体的には、中国の上海 FTZ 中の臨港新エリア管理委員会は、2024年5月16日に「公募基金のデータ越境移転局面に適用する一般データリスト（試行）」を公布し、臨港新エリアに企業登記し活動している公募基金管理会社が作成するリサーチレポートの一部について、越境配信を可能にするとした。

本件緩和措置は、中国において初めて金融機関によるリサーチレポートの越境配信を可能にするものであり、公募基金管理会社の海外顧客に対し、投資判断に必要な情報を提供することを可能とするものである。また、公募基金管理会社の内部管理データも緩和措置の対象としており、その越境移転が可能となったことは、外資系基金管理会社の親会社による経営管理の効率向上にもつながり得る。本稿では、先ず中国のデータ越境移転規制の全体像に触れ、次に本件緩和措置の実験に係る制度設計を概観する。その上で、今後、現実験地域である FTZ や特定の業種（公募基金管理業）の制限を超えた、中国金融機関のデータ越境移転がどのように展開されていくのか、考察する。

II 中国におけるデータ越境移転規制

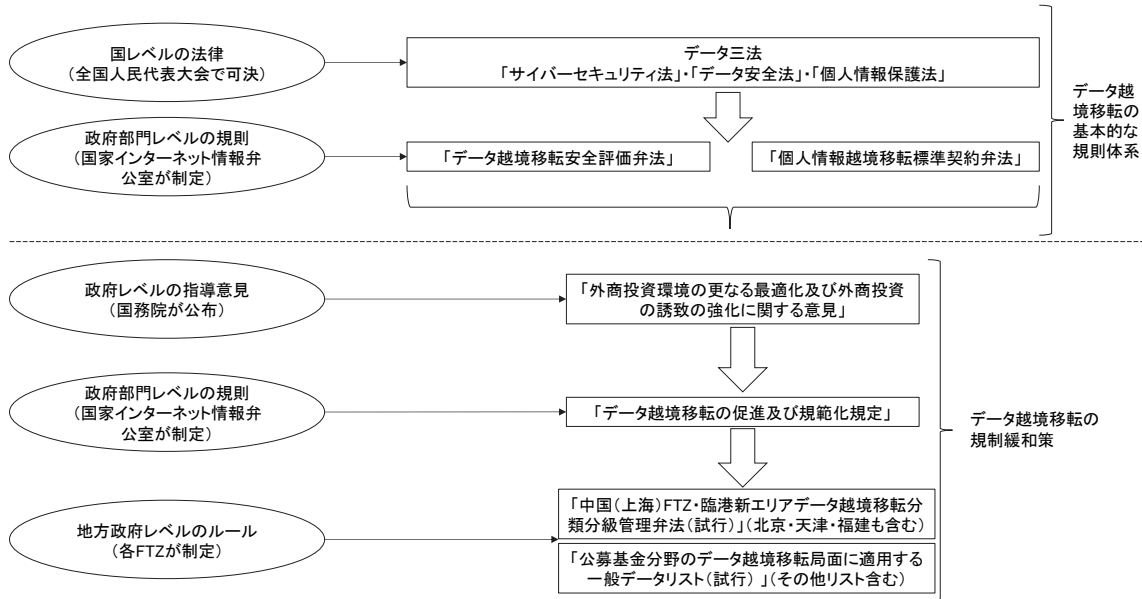
1. データ越境移転に関する規制体系の確立

本件緩和措置の意義を理解するためには、中国におけるデータ越境移転規制の全体像を踏まえておく必要がある。中国では、10年近く前から、越境移転を含めたデータ管理に関する規制体系が整備されてきた。

まず、2016年から2021年の間、国レベルの法律として、「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」が全国人民代表大会（国会に相当）の常務委員会で可決され、順次、施行されている（図表1）。これらは「データ三法」と呼ばれ、中国本土のネットワークの安全及びデータ・個人情報の保全に関する上位法として位置づけられている。

¹ 中国政府は、2013～2023年にかけて、各地域にて合計22のFTZを設立している。FTZ設置の目的及び役割は、①禁止・制限事項以外は規制なしとするネガティブリスト方式に基づくサービス業の対外開放、②FTZでの改革開放モデルの成果を全国にも展開、③グローバルな自由貿易協定（FTA）と同等の国際ルールの適用等である。

図表 1 中国におけるデータ越境移転関連の規制体系



(出所) 各種資料より野村資本市場研究所作成

次に、データ三法におけるデータ越境移転の事前管理監督手続きの要件を具体化すべく、国家インターネット情報弁公室²は 2022～2023 年にかけて、担当行政部門の規則である「データ越境移転安全評価弁法」と「個人情報越境移転標準契約弁法」を公布・施行した。このようにして、データ越境移転に関する基本的な規則体系が定められた。

2. 事前管理監督手続きが必要となるデータ越境移転

データ三法によれば、中国本土で登記された企業がデータ越境移転を行う際に、①データの中国本土からの海外移転に際して安全評価を行うこと、②個人情報の越境移転であれば、個人情報取扱者（企業）は中国国外の個人情報受領者と「個人情報の越境移転に関する標準契約」³を締結し、当局に同契約の書類を届出ること、③個人情報の保護に関する認証を取得すること、のいずれかを選択しなければならない。これら3つの手続きは、いわゆるデータ越境移転の「事前管理監督手続き」として設定されている。

金融機関のリサーチレポートの越境配信に関しては、特に上記①の安全評価が必要になる。データの海外移転に伴う安全評価の手続きでは、まず、データ取扱者である企業等が

² 国家インターネット情報弁公室は、2011年5月4日に設立された国务院（内閣）傘下の行政機関であり、中国における情報化の推進及びインターネット情報セキュリティ確保の機能を担っている。また、同弁公室は、2014年に機能と組織が改正され、インターネットコンテンツに対する管理監督・法執行権限が加えられたほか、中国共産党中央委員会の下での機関と表裏一体の組織となり、党側では「中央インターネットセキュリティ・情報化委員会弁公室」という名称が付された。

³ 個人情報の越境移転に関する標準契約には、個人情報取扱者及び中国国外の個人情報受領者の権利・義務を明確化し、当該個人情報の越境移転の行為が個人情報保護をどのように確保しているか等の内容が含まれる。

中国本土外にデータを提供する際に、取扱者の所在地の地方（省）レベルのインターネット情報管理監督部門を通じて、国家インターネット情報弁公室に対しデータ越境のリスクに関する自己評価を申告する。申告内容には、①データ越境の目的、範囲、方法等の適法性、正当性及び必要性、②中国国外のデータ受領者が所在する国・地域のデータ安全関連の法規制とネット安全環境が越境データに与える影響、③越境データの規模、範囲、種類、センシティブ度合い⁴、及びデータの越境時・越境後における改ざん、破壊、漏洩、紛失等のリスク、④データ処理者と受領者が締結する予定の契約書類において、データ安全保護に関する責任・義務の内容が十分に規定されているか否か、⑤データ越境移転が中国の法律、行政規則、部門規則を遵守しているかどうか、等の項目が含まれる。

Ⅲ データ越境移転に関する規制緩和の経緯

1. 外資導入促進策の一環としての規制緩和の方向性

中国におけるデータ越境移転の関連規則は、新型コロナウイルス対策終了後の経済再開の年と位置付けられた 2023 年に確立されたが、データ越境移転に必要な事前管理監督手続きは、外資を含む企業のコンプライアンス上の負担となっていた。国家外為管理局の国際収支統計によれば、2023 年の外国からの直接投資は 427 億米ドルで、前年比 77.5% 減と大幅に減少し、外資の中国離れが顕在化し始めた⁵。外資導入金額の減少の背景の一つに、ビジネス環境に関わる課題として、個人情報をはじめとした情報・データの越境移転規制の負担や手続きの不透明性が指摘されている⁶。

このため、国務院（内閣）は 2023 年 8 月 13 日に、外資企業の投資環境を改善し中国国内への投資を促進すべく、「外商投資環境の更なる最適化による外商投資誘致の強化に関する意見」を公布した。同意見の中では、データの越境移転について、2 点の方針を掲げている。第一に、「一定の条件に適合する外資企業に対し、ファストトラック（優先審査）制度を構築し、データ及び個人情報の越境移転の安全評価を効率的に実施する」が盛り込まれた。第二に、北京市、上海市、天津市、広東省・香港・マカオのグレーターベイエリア⁷等の地域にて、自由に流通可能なデータリストを作成する制度を試みるとした。

上記意見で言及された 2 点の方針を受け⁸、国務院傘下の国家インターネット情報弁公室は 2024 年 3 月 22 日に、「データ越境移転の促進及び規範化規定」（以降、規範化規定）を公布した。規範化規定では、データ越境移転における事前管理監督手続きが免除される

⁴ センシティブなデータは、脚注 12 の「センシティブな個人情報」を参照。

⁵ 商務部の統計では、2023 年の外資利用額（実行ベース）は前年比 8.0% 減の 1 兆 1,339 億元（約 22 兆 6,762 億円、1 元=20 円で計算）となっており、2016 年以降初めての減少となった。

⁶ 中国日本商会「中国経済と日本企業 2024 年白書」2024 年 7 月 10 日。

⁷ グレーターベイエリアは「粵港澳大湾区」とも呼ばれており、広東省内の 9 都市、香港、マカオから構成される。

⁸ 国務院が公表した同意見は、各地方政府及び国務院傘下の各部署・直轄機関に向けたものであり、意見で言及された方針に基づき、各部署・直轄機関は行政部門レベルの具体的な規則制定をするのが一般的である。

ケースや、FTZでのポジティブリストまたはネガティブリスト方式（詳細は後述）による自由なデータ越境移転を可能⁹とする等の規制緩和策が盛り込まれた。

2. データ越境移転の事前管理監督手続き

1) 事前管理監督手続きが免除されるケース

前述の規範化規定では、一部の状況の下でのデータの越境移転に対し、3つの事前管理監督手続きをいずれも免除するという規制緩和を行っている。

具体的には、①企業等が国際貿易、越境運輸、越境生産・製造等の活動を行う際に生み出したデータに対し、個人情報または重要なデータが含まれていない場合、②個人を当事者とする契約の締結・履行のために中国国外に個人情報を提供する必要がある場合（越境配達、決済、ビザ手続き等）、③企業が人事管理のため、中国国外に従業員の個人情報を提供する必要がある場合、④個人の生命・健康及び財産の安全保護のため、中国国外に個人情報を提供する必要がある場合、⑤中国国外で収集・生成した個人情報を中国国内で処理した後、再度中国国外に提供する場合、等のデータ越境移転に対する免除が規定されている。また、重要情報インフラ施設運営者（CIIO）¹⁰ではないデータ取扱者が年間で累計10万人未満の個人情報（センシティブな情報は含まれない）を中国国外に提供する場合、事前管理監督手続きのうち、安全評価の申告が免除されることも規定されている。

2) 事前管理監督手続きが必須となるケース

規範化規定では、データ越境移転の事前管理監督手続きが必須となる（すなわち上記免除規定が適用されない）ケースについても規定している。具体的には、①CIIOが中国国外に個人情報または「重要データ」¹¹を提供する場合、②CIIOではないデータ取扱者が年間で累計100万人以上の一般個人情報（センシティブな情報は含まれない）または年間で累計1万人以上のセンシティブな個人情報¹²を中国国外に提供する場合、が挙げられる。①と②の場合、データ取扱者は登録地の省レベルのインターネット情報政府部門を通じて、国家インターネット情報弁公室にデータ越境移転の安全評価を行う必要がある。

⁹ ここでの「自由なデータ越境移転が可能」とは、データ越境移転の事前管理監督手続きが不要であることを指す。

¹⁰ CIIOとは、「公共通信と情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、デジタル行政、国防科学技術工業等の重要な業界・分野の重要なネットワーク施設や情報システム」を運営する主体を指す。証券・資産運用業においては、証券・先物取引所、証券登記決済機関等がCIIOに該当すると想定される。

¹¹ 重要データとは、「一旦改ざん、破壊、漏洩または非法的に取得・利用されると、国の安全、経済運営、社会的な安定、公共健康・安全に危害が及ぶデータ」を指す（全国ネット安全標準化技術委員会「GB/T 43697-2024 データ安全技术 データ分類分級規則」2024年3月21日を参照）。

¹² センシティブな個人情報とは、「一旦漏洩または非法的な利用をされると、個人の人格尊厳が侵害され、人身・財産の安全が危害を受けるような個人情報」を指す。具体的には、生物特徴識別情報、宗教信仰に関わる情報、特定の身分情報（個人の人格尊厳や社会的評価に重大な影響を及ぼす情報）、医療健康情報、金融情報（銀行口座、金融取引等）、位置情報等が含まれる（「中華人民共和国個人情報保護法」を参照）。

また、CIIO ではないデータ取扱者が年間で累計 10 万人以上～100 万人未満の一般個人情報データを中国国外に提供する場合、データ取扱者は中国国外のデータ受領者と個人情報越境標準契約を締結すること、または当局から個人情報保護認証を取得する必要がある。

3. FTZ でのデータ越境移転関連リストの制定

1) ポジティブリストとネガティブリストの二方式

規範化規定におけるもう一つの重要なポイントとして、中国の各地方 FTZ に対し、自由な越境移転が可能なデータのリストを作成する権限を付与していることがある。2024 年末時点で、天津市、上海市、福建省、北京市の 4 都市・地域における FTZ がデータリストを作成している。

データのリスト作成には二つの方法がある。一つ目は「ポジティブリスト方式」であり、リストに掲載されたデータのみ自由な越境移転が可能で、その他のデータは事前管理監督手続きが必要となる。上海市と福建省の FTZ が同方式を採用している。二つ目は「ネガティブリスト方式」であり、越境移転する際に事前管理監督手続きが必要なデータがリストに掲載され、それ以外のデータは、原則、越境移転が自由とする方法である。北京市、天津市の FTZ が同方式を採用している（図表 2）。一般的に、ネガティブリスト方式の方が自由な越境移転が可能なデータがより多くなるものと考えられる。

図表 2 各 FTZ のデータリストの概要

リスト名	公布日	リストの種類	データの分類
「中国(天津)FTZデータ越境管理リスト(ネガティブリスト)(2024年版)」	2024年5月9日	ネガティブリスト	戦略物資・大口商品、自然資源・環境、工業、金融等の13分野のデータの越境移転は、事前監督管理手続きが必要。
「中国(上海)FTZ臨港新エリア(公募基金、生物医薬、ICV)分野のデータ越境移転局面に適用する一般データリスト(試行)」	2024年5月16日	ポジティブリスト	①公募基金、②生物医薬、③ICV、の3分野のデータの越境移転は、事前監督管理手続きが不要。
「中国(福建)FTZ平潭エリアデータ越境流通一般データリスト(試行)」	2024年8月26日	ポジティブリスト	重要データの識別方式・規則(例えば、1,000万人以上の個人情報等)のみ公表。具体的なリストは未公表。
「中国(北京)FTZデータ越境管理リスト(ネガティブリスト)(2024年版)」	2024年8月30日	ネガティブリスト	①自動車、②医薬業、③民間航空、④リテール・現代サービス業、の4分野のデータの越境移転は、事前監督管理手続きが必要。

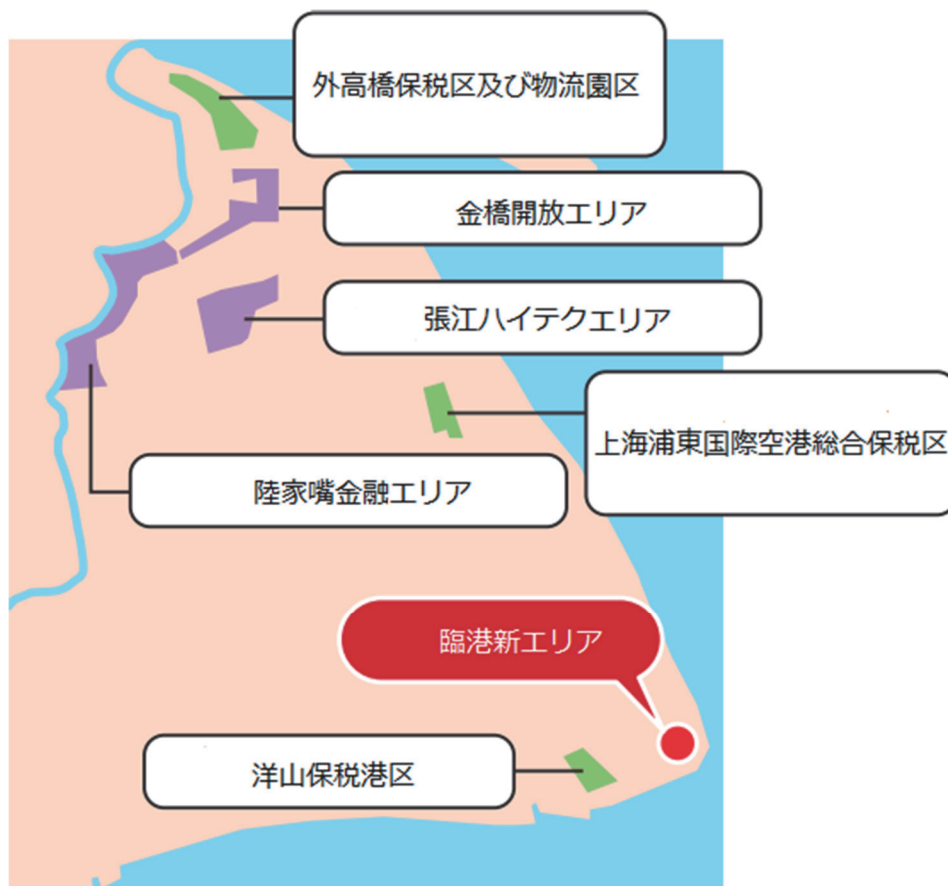
- (注) 1. 「ICV」は、インテリジェント・コネクテッド・ビークルの略称で、人工知能による安全でスマートな自動運転機能を備えた次世代自動車。
2. 「現代サービス業」は、現代科学技術等をベースに形成された高技術・高付加価値等の特徴を持つ経済活動。

(出所) 各種資料より野村資本市場研究所作成

2) 上海 FTZ における臨港新エリアの位置づけ

また、上海市の場合、上海 FTZ の一部である臨港新エリアがデータ越境移転の実験地域に指定され（図表 3）、公募基金以外では、生物医薬、電気自動車（EV）といった業種についても、データリストに基づくデータ越境移転の緩和措置が講じられている。同区は、上海 FTZ の他エリアと比べてより国際的に認められ、競争力を最も有する「FTZ の中の FTZ」として位置付けられることを目標としている。例えば、2018 年に、米国の EV メーカーであるテスラが外資 100% の持分で同区に進出する特例が認められている。上海市としては、データの自由な越境移転を認めることと引き換えに、生物医薬、EV 等の業種の上海進出を促したい狙いがあるものと思われる。

図表 3 上海 FTZ における臨港新エリアの位置



(出所) 大公報より野村資本市場研究所作成

IV 上海 FTZ の公募基金に係るデータリストの概要

1. リストを適用する機関及び対象外のデータ

上海 FTZ・臨港新エリアの公募基金に係るデータリスト（冒頭の「公募基金のデータ越境移転局面に適用する一般データリスト（試行）」）では、「臨港新エリアで登録され、かつ同エリアにてデータ越境移転活動を展開する公募基金管理会社等のデータ取扱者」が適用対象となる¹³。2024 年末時点で上海 FTZ に登録している 32 社の公募基金管理会社のうち、臨港新エリアで登録しているのは、独アリアンツグループ傘下の安聯基金¹⁴の 1 社のみである。

また、同リストでは、①国の経済秩序・金融安全に影響・危害を及ぼす可能性があるデータ、②金融業界における大型・超大型金融機関¹⁵の重要業務で使用されるデータ、③株式・先物等の金融取引を担うコア・ハブ的な機関（証券取引所や証券登記決済機関等）の重要業務で使われるデータ、等は対象外とされている。

2. リストにおける越境配信可能なリサーチレポートの種類

上海 FTZ・臨港新エリアのデータリストは、前述の通りポジティブリスト方式を採用している。その中で、公募基金管理会社による自由な越境配信の対象として認められたデータの一つは、リサーチレポートである。具体的には、①産業リサーチレポート¹⁶、②マクロ経済分析レポート、の 2 種類が含まれる。

この 2 種類のレポートの越境配信を認める目的として、同リストでは、①中国国内の研究効率・品質の向上、②外資による中国市場への投資促進、と明記している。①の研究効率・品質の向上は、外資系公募基金管理会社の母国親会社に原データを越境移転することを通じて、研究リソースの共有及びグループによる統一した管理を可能にすることによって実現されるものと思われる。②の外資による中国市場への投資促進に関しては、外資系運用会社の母国親会社の最高運用責任者（CIO）にレポートを配信し、情報提供することで、自社運用商品のポートフォリオにおける中国へのアロケーション増加を企図しているものと思われる。

一方で、自由な越境配信の対象となるリサーチレポートには、具体的な証券の価値判断（企業業績の将来予想等のデータを含む）及び証券市場のトレンド分析に関するデータは含まれないことがリストに明記されている。これらのデータはセンシティブであり、中国

¹³ ただし、公募基金関連の CIO（証券・先物取引所、証券登記決済機構等）は対象外となる。

¹⁴ 安聯基金は、2023 年 9 月 13 日に設立された。2024 年末時点では、2 本のバランス型公募ファンドを管理し、管理資産の規模は 2.5 億元となっている。

¹⁵ 例えば、大型国有商業銀行や、総資産ベースで業界最上位の証券会社等がその対象となる。

¹⁶ 産業リサーチレポートとは、特定の産業を対象に、その発展動向、構造の変化、将来予想等を中心に分析するレポートを指す。

の資本市場への短期的な影響が大きく、前述の「重要データ」に該当する可能性がある。当局としては、これらのデータを含むリサーチレポートの越境配信をひとまずは避けたいという狙いがあるものと考えられる。

3. 内部管理に関するデータも親会社と共有可能に

上海 FTZ・臨港新エリアのデータリストにおいて、公募基金管理会社による自由な越境配信の対象として認められたもう一つのデータは、公募基金管理会社の内部管理情報である。具体的には、基金に関わる決済管理データ、基金管理会社にハード（物品）やサービスを提供するサプライヤーの管理データ、リスク管理データ等が含まれる（図表 4）。

上述の通り、外資系基金管理会社が内部管理データを母国の親会社と共有できるようになることは、中国子会社を含めたグループ全体のガバナンス体制の構築に資するものとなるだろう。また、中国資本の基金管理会社にとっても、中国国外の現地拠点への内部管理データの越境移転は、同社の適格国内機関投資家（QDII）業務の展開に役立つものとなるだろう。

図表 4 公募基金管理会社の内部管理関連データの内訳

データの種類	具体例及び説明
決済管理データ	基金の決済に関する情報、商品名及び商品の基準価格等
サプライヤー管理データ	サプライヤーの名称、連絡先等
投資家管理データ	投資家データの合計値（具体的な投資家データを含まない、投資家数または投資家の顧客転換率等）
営業サービス管理データ	公募基金管理会社の営業活動におけるデータ（営業活動の名称、スケジュール表、活動報告書等）
商品管理データ	公募基金商品の発行関連データ、商品の契約書等
リスク管理データ	公募基金管理会社がリスクの低減を図るため、内部統制強化をすためのリスクコントロール制度、リアルタイムでの監視メカニズム、授權管理制度及び事後評価メカニズム等のデータ（リスク・事件の数、違法行為の数等を含む）
コンプライアンス・監査管理データ	内部審査報告、コンプライアンス研修状況等
財務管理データ	バランスシート、損益計算書、キャッシュフロー計算書等
プロジェクト管理データ	公募基金管理会社の発展のためのインフラ関連プロジェクト、情報システム建設等のプロジェクトの関連管理データ（プロジェクト名、ミッション名、プロジェクトの進行状況等）

（出所）臨港新エリア管理委員会「公募基金のデータ越境移転局面に適用する一般データリスト（試行）」より野村資本市場研究所作成

V 今後の論点

上海 FTZ・臨港新エリアにおける公募基金管理会社が作成するリサーチレポートの越境配信の解禁は、中国における金融分野でのデータ越境移転の初めての試みであり、中国資本・外資の金融機関の業務展開におけるニーズに応えることを企図したものである。また、当局は上海市を国際金融センターとしたい意向¹⁷がある。今般の臨港新エリアでのデータ越境移転の規制緩和は、範囲を限定して始められるものとなっているが、その成果が着実に積み上がり、更なる規制緩和が進めば、海外の金融機関のみならず事業法人にとっても進出・業務展開の候補先として同エリアの存在感が高まり、国際金融センターとしての機能を更に高めることを目指す当局の狙いに資することとなる¹⁸。

データ越境移転の規制緩和をめぐる最新動向としては、上海市及び中国人民銀行をはじめとする金融当局の取り組みが挙げられる。上海市インターネット情報弁公室、上海市データ局、上海市発展と改革委員会、上海 FTZ 管理委員会等の担当部署は 2025 年 2 月 8 日に、「中国（上海）FTZ 及び臨港新エリアデータ越境管理ネガティブリスト（2024 年版）」及び「中国（上海）FTZ 及び臨港新エリアデータ越境ネガティブリスト管理弁法（試行）」を公布し、新たに再保険分野、国際運輸分野、商業・貿易分野の関連データがリストに盛り込まれた。また、全国レベルでの取り組みでは、中国人民銀行、商務部、国家金融監督管理総局、中国証券監督管理委員会、国家外為管理局が 2025 年 1 月 22 日に、「条件が揃う FTZ にて金融分野の国際的高標準の制度型開放の試験運用を推進する意見」を公布した。同意見の中で、「金融データ越境移転の統一した規則を制定し、対象 FTZ での金融データ越境移転のホワイトリスト（ポジティブリスト）を制定する」こと等に言及している。

こうした新たな取り組みに加え、①ポジティブ／ネガティブリスト方式に基づく金融データ越境移転に係る制度整備が上海 FTZ・臨港新エリアからその他の FTZ、さらには全国へ拡大する可能性、②公募基金管理会社に加え、証券会社等の他業態の金融機関もポジティブ／ネガティブリストの適用対象となる可能性、③リサーチレポートの越境配信の対象が個別銘柄レポート等にも拡大されていく可能性、等のポイントが今後注目されよう。

¹⁷ 上海市人民政府が 2021 年 8 月に公布した「上海国際金融センター建設に関する第 14 次 5 ヵ年計画（2021～2025 年）」によれば、上海 FTZ・臨港新エリアはオンショア・オフショアをつなぐ新たな金融ハブとして位置づけられている。同計画は、同時に、上海のアセットマネジメントセンター化を目指している。

¹⁸ 臨港新エリアと日本の金融機関・企業との関係では、上海市政府は 2025 年 1 月 7 日、中国に進出する日本の中小企業向けの産業パーク「日企（上海）中小企業国際産業パーク」を上海 FTZ 内の臨港新エリアに開設し、開所式を行った。同産業パークの運営・管理を担う上海臨港経済発展集団は 2024 年 11 月、みずほ銀行、みずほ銀行（中国）との間で産業パークに関する戦略的協力協定を締結している。上海市国有資産管理委員会の発表では、これまでに同区臨港新エリアに進出している日系企業は 147 社に上るとされる。